

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松島市は、児童扶養手当支給関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

徳島県小松島市長

## 公表日

平成27年12月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当支給関係事務
②事務の概要	児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、養育している児童の数に応じて、法令に基づき定められた金額をその父、母、又は児童の養育者に対し支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。 特定個人情報を取り扱う事務については以下のとおり。 ①受給資格及びその額の認定の請求の受理、審査及び決定に関する事務 ②児童扶養手当証書に関する事務 ③手当の額の改定の請求の受理、審査及び決定に関する事務 ④未支払の手当の請求の受理、審査及び決定に関する事務 ⑤現況届等の受理、審査及び決定に関する事務 ⑥手当額改定届の受理、審査及び決定に関する事務
③システムの名称	福祉総合システム G-Trust II 宛名システム 中間サーバー 番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条1項 別表第1 37の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第2 57 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第2 13、16、26、30、47、64、65、87 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12、19、35、36、44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 児童福祉課
②所属長	児童福祉課長 勢井 孝英
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	小松島市 保健福祉部 児童福祉課 〒773-8501 小松島市 横須町1番1号 0885-32-2114
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	小松島市 総務部 総務課 〒773-8501 小松島市 横須町1番1号 0885-32-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる